令和８年（フ）第７１９号
仙台市太白区日本平24番３号
破産者　小野寺誠一
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２９６号
福島県須賀川市森宿字安積田80番地１　サングリーンＢ210号、前住所福島県郡山市安積町荒井字火口内57番地の７
破産者　影山　雅俊
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３２号
福島県須賀川市江持字南寺田127番地、前住所福島県須賀川市松塚字小屋30番地36
破産者　西間木良太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３２３０号
東京都大田区蒲田５丁目13番26―509号、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾１丁目１番26―301号
破産者　吉野　敬太
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５５号
神奈川県大和市深見3418番地６　イリス102
破産者　稲葉　宏輔
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６１号
横浜市中区西竹之丸61番地５　Ｂ－１号室
破産者　鳥羽山康一郎
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４７号
横浜市港北区仲手原１丁目８番33―307号
破産者　福島　健一
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３０１号
横浜市南区真金町２丁目21番地８　ハイツ三陽201
破産者　出崎　栄子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１８号
横浜市金沢区柴町385番地６　ベイサイドハイム201号室
破産者　佐藤　佑介
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０２号
新潟県上越市大島区岡867番地１、開始決定時の住所新潟県上越市頸城区松橋521番地１　ネオシャングリラ205号
破産者　羽深　眞幸（旧姓和田）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第１６号
福井県三方郡美浜町松原26―10―１　アクティルステージ松原202号室　開始決定時の住所：福井県三方郡美浜町山上第16号21番地の３
破産者　達川　八雲
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２９号
福井県小浜市生守第41号34番地の１　生守団地２号棟、前住所福井県小浜市遠敷第21号５番地
破産者　中溝　　彰
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３０６号
静岡県藤枝市忠兵衛585番地の１　県営青洲団地３棟304号、旧住所静岡県藤枝市東町５番19号
破産者　長谷部　真司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９７号
静岡県島田市ばらの丘２丁目23番地の15
破産者　菊川　雄季
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２０号
滋賀県東近江市宮川町691番地128
破産者　酒井　博達
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１００号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番６―206号　市営ひばり丘団地、前住所滋賀県東近江市君ヶ畑町844番地
破産者　前川　真司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３３号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１　栄和マンション106号
破産者　松島　章斗
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第５３号
岡山県真庭市古見1704番地６
破産者　池田　美薫
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１０７号
山口市維新公園１丁目10番２号
破産者　小出　博康
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係